

山口県技術革新計画の知事承認企業に対する 開放機器 及び 支援センターの使用料の減免 について

山口県技術革新計画の県知事承認を受けた企業が、その目的のために開放機器を利用する場合は、開放機器の使用料を50%減免します。

山口県では、県内企業の技術開発を幅広く支援し、技術革新による新たな事業展開を促進するため、「山口県技術革新計画承認制度」を実施しています。

この制度は、産学公が連携して、県内企業のものづくり力の高度化、ブランド化を支援し、医療関連、環境・エネルギー分野をはじめ、付加価値の高いものづくり技術分野への参入を促進することを目的としています。

承認企業に対する主な支援としては、技術革新計画に基づく体系的な技術研究から、共同開発、参入にいたるまで、産学公が連携して、総合的な支援を行っています。

平成28年4月からは、山口県産業技術センターの開放機器について、その使用料を減免する措置を追加しました。

＜開放機器の使用料減免を受けるためには＞

山口県技術革新計画の県知事承認を受けた企業様が開放機器の使用料の減免を希望する際は、あらかじめ「山口県技術革新計画に係る機器使用料の減免申請書」を山口県産業技術センターに提出して下さい。

＜開放機器について＞

山口県産業技術センターでは、各種の試験・計測機器をはじめとする多くの研究機器を保有しています。企業の皆様に開放しており、製品開発や品管管理等に幅広く利用可能です。

山口県技術革新計画の県知事承認を受けた企業が、新事業創造支援センターに入居する際は、その月額使用料を最大50%減免します。



新事業創造支援センター(宇部市あすとぴあ)
＜24時間使用可能な貸し研究室です＞

開発支援室番号	面積(m ²)	月額使用料(円)
1	45.0	70,200
2,3	33.75	52,650
4,5	41.25	64,350
6,7,10~12	52.8	82,368
8	42.0	65,520
9	46.2	72,072

上記の月額使用料の50%が減免されます

新事業創造支援センターは山口県産業技術センターに隣接しており、技術支援や共同研究、試験研究機器の利用等が容易になります。やまぐち情報スーパーネットワークを利用したインターネット（常時接続、ベストエフォート10Mbps）が無料で利用できます。

平成28年4月からは、新事業創造支援センターの月額使用料の減免措置を追加しました。

【問合せ先】

(地独)山口県産業技術センター 産学公連携室

TEL 0836-53-5052 mail: sangaku@iti-yamaguchi.or.jp